

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p>  第一節 利子所得</p> <p>    第一節の二 配当所得</p> <p>  第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p>    第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p>      第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>      第10条の2((高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の2((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の4((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の5((革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係</p> <p>      第11条((特定設備等の特別償却))関係</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第二章 所得税法の特例</p> <p>  第一節 利子所得</p> <p>    第一節の二 配当所得</p> <p>  第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p>    第一款 税額控除及び減価償却の特例</p> <p>      第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>      第10条の2((高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の2((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の4((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の5の5((革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>      第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係</p> <p>      第11条((特定設備等の特別償却))関係</p>

〔共通事項〕

(廃止)

〔海洋運輸業の意義〕

(廃止)

第11条の2(耐震基準適合建物等の特別償却)関係

第11条の3(被災代替資産等の特別償却)関係

第12条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係

第12条の2(医療用機器等の特別償却)関係

第13条(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係

第13条の2(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係

第13条の3(企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係

第14条(特定都市再生建築物の割増償却)関係

第15条(倉庫用建物等の割増償却)関係

第二款 準備金

第三款の二 鉱業所得の課税の特例

第四款 農業所得の免税

第五款 その他の特例

第三節 給与所得及び退職所得等

第29条の2(特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)関係

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除

第41条(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係

第41条の2の2(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係

第41条の3の2(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係

第六節 その他の特例

第41条の3の3(所得金額調整控除)関係

第41条の3の4(年末調整に係る所得金額調整控除)関係

第41条の4(不動産所得に係る損益通算の特例)関係

第41条の4の2(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)関係

第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)関係

〔共通事項〕

〔公害防止用設備〕

〔海洋運輸業の意義〕

〔自動車教習用貨物自動車〕

(新設)

第11条の3(被災代替資産等の特別償却)関係

第12条(特定地域における工業用機械等の特別償却)関係

第12条の2(医療用機器の特別償却)関係

第13条(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係

第13条の2(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係

第13条の3(企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係

第14条(特定都市再生建築物等の割増償却)関係

第15条(倉庫用建物等の割増償却)関係

第二款 準備金

第三款の二 鉱業所得の課税の特例

第四款 農業所得の免税

第五款 その他の特例

第三節 給与所得及び退職所得

第29条の2(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)関係

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除

第41条(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係

第41条の2の2(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)関係

第41条の3の2(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)関係

第六節 その他の特例

(新設)

(新設)

第41条の4(不動産所得に係る損益通算の特例)関係

第41条の4の2(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)関係

第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)関係

第41条の17の2((特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例))  
関係

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

第41条の18の2((認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

第41条の18の3((公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係

第41条の19の2((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の5((国外所得金額の計算の特例))関係

第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(新たな役務の意義)

10—1 措置法第10条第7項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

10—2 個人が従前に提供している役務がある場合において、当該個人が提供する役務が措置法第10条第7項第1号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該個人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該個人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。

(試験研究費に含まれる人件費)

10—4 措置法第10条第7項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者(措置法令第5条の3第7項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者)に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する

第41条の17の2((特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例))  
関係

第41条の18((政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

第41条の18の2((認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除))関係

第41条の18の3((公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係

第41条の19の2((既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の3((既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除))関係

第41条の19の5((国外所得金額の計算の特例))関係

第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(新たな役務の意義)

10—1 措置法第10条第8項第1号の役務の開発を目的として行われる試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

10—2 個人が従前に提供している役務がある場合において、当該個人が提供する役務が措置法第10条第8項第1号に規定する「新たな役務」に該当するかどうかについては、例えば、当該個人が提供する役務が従前に提供している役務と比較して新たな内容が付加されている場合又は当該個人が提供する役務の提供方法が従前と比較して新たなものである場合には、「新たな役務」に該当する。

(試験研究費に含まれる人件費)

10—4 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費(以下第10条関係において「試験研究費」という。)に含まれる人件費は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者(措置法令第5条の3第7項第2号に掲げる試験研究にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者)に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する

者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10—7 措置法第10条第7項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」(10—9において「比較年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(試験研究費の額の統一的計算)

10—9 措置法第10条第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第7項第2号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に応じ適用されるものであるから、適用年(同号に規定する「適用年」をいう。)及び比較年の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(注) 措置法第10条第3項に規定する中小事業者が同条第4項の規定を適用する場合についても同様とする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10—12 措置法令第5条の3第10項第3号、第4号又は第8号から第11号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権(以下10—13までにおいて「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第7項第7号に規定する特別試験研究費の額(以下この項において「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第10項第3号若しくは第9号に規定する新事業開拓事業者等、同項第4号若しくは第10号に規定する他の者又は同項第8号若しくは第11号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い)

10—7 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」(10—9において「比較年」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

(試験研究費の額の統一的計算)

10—9 措置法第10条第1項の規定は、増減試験研究費割合(同条第8項第2号に規定する増減試験研究費割合をいう。)に応じ適用されるものであるから、適用年(同号に規定する「適用年」をいう。)及び比較年の試験研究費の範囲、試験研究費を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(注) 措置法第10条第3項に規定する中小事業者が同条第4項の規定を適用する場合についても同様とする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10—12 措置法令第5条の3第10項第3号、第7号又は第8号の規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権(以下10—13までにおいて「知的財産権」という。)の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額(以下この項において「特別試験研究費の額」という。)に該当しないことに留意する。

(注) 個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において措置法令第5条の3第10項第3号に規定する他の者又は同項第7号若しくは第8号に規定する特定中小企業者等に該当しない場合には、たとえその後これらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

(知的財産権の使用料)

10—13 個人が措置法令第5条の3第10項第11号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第20項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

(特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義)

10—15 措置法規則第5条の6第14項に規定する「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定)

10の4—5 措置法第10条の4の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画(同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項において同じ。)ごとに判定することに留意する。

措置法令第5条の5の2第1項における一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[共通事項]

(特別償却の対象となる特定設備等)

(知的財産権の使用料)

10—13 個人が措置法令第5条の3第10項第8号の特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要する費用の額のうち、措置法規則第5条の6第13項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第10条第1項又は第3項の規定の適用があることに留意する。

(新設)

第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(取得価額の合計額が100億円を超えるかどうか等の判定)

10の4—5 措置法第10条の4の規定の適用上、一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が100億円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る承認地域経済牽引事業計画(同条第1項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項において同じ。)ごとに判定することに留意する。

措置法令第5条の5の2第1項における一の承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する令第6条各号に掲げる資産の取得価額の合計額が2,000万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

第11条((特定設備等の特別償却))関係

[共通事項]

(特別償却の対象となる特定設備等)

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第6項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

**（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）**

11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

（廃止）

（廃止）

（廃止）

（廃止）

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第8項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

**（特定設備等を貸し付けた場合の不適用）**

11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第9項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

**（取得価額の判定単位）**

11—6 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の1台又は1基の取得価額が600万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は電源装置のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

**（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）**

11—7 措置法令第5条の8第1項に規定する機械その他の減価償却資産の取得価額が600万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

**〔公害防止用設備〕**

**（中古資産に公害防止の減価償却資産を設置した場合）**

11—8 昭和48年5月29日付大蔵省告示第69号の別表一に定める機械その他の減価償却資産で、建物、構築物又は機械及び装置（以下この項において「建物等」という。）の一部

(廃止)

(廃止)

**〔海洋運輸業の意義〕**

**(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)**

11—5 措置法令第5条の8第3項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

(廃止)

を構成するものを取得し、これを従来から所有している建物等に新たに設置した場合にも、その取得した機械その他の減価償却資産については、措置法第11条第1項の表の第1号に掲げる機械その他の減価償却資産として、同条の規定による特別償却ができることに留意する。

**(中小事業者であるかどうかの判定の時期)**

11—9 個人が措置法第11条第1項の表の第1号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、同項に規定する特定設備等の取得又は製作若しくは建設(以下第11条関係において「取得等」という。)をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**(代替設備の取得等に該当しないものの範囲)**

11—10 措置法第11条第1項の適用上、次に掲げる減価償却資産については、同項の表の第1号の中欄に規定する「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの」には該当しないものとしてすることができる。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したためその代替設備として取得等をした指定公害防止用設備(措置法令第5条の8第1項の規定により財務大臣が指定した機械その他の減価償却資産をいう。以下この項において同じ。)

(2) 既存設備の取替え又は更新のために指定公害防止用設備の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該指定公害防止用設備のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

**〔海洋運輸業の意義〕**

**(海洋運輸業又は沿海運輸業の意義)**

11—11 措置法令第5条の8第2項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業は、海洋又は沿海における運送営業に限られるから、たとえ海上運送法の規定により船舶運航事業を営もうとする旨の届出をしても、専ら自家貨物の運送を行う場合には、その営む運送は、海洋運輸業又は沿海運輸業に該当しないことに留意する。

(注) 同項に規定する海洋運輸業又は沿海運輸業については、日本標準産業分類(総務省)の「小分類451 外航海運業」又は「小分類452 沿海海運業」に分類する事業が該当する。

**〔自動車教習用貨物自動車〕**

(廃 止)

(廃 止)

第11条の2 (耐震基準適合建物等の特別償却)関係

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の2-1 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。

第11条の3 (被災代替資産等の特別償却)関係

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-9 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第11条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、」及び「は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、」とあるのは「は、」と読み替えるものとする。

第12条 (特定地域における工業用機械等の特別償却)関係

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

12-15 11-2及び11-3の取扱いは、措置法第12条第2項の規定を適用する場合について準用する。

第12条の2 (医療用機器等の特別償却)関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

11-12 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する中小事業者に該当するかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期)

11-13 個人が措置法第11条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された・・・自動車教習所を設置するもの」に該当する個人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(新 設)

(新 設)

第11条の3 (被災代替資産等の特別償却)関係

(償却不足額の処理についての留意事項)

11の3-9 措置法第11条の3第2項により準用する措置法第11条第2項の規定は、11-3にかかわらず、措置法第11条の3第1項の規定の適用を受けた被災代替資産等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第12条 (特定地域における工業用機械等の特別償却)関係

(新 設)

第12条の2 (医療用機器の特別償却)関係



(取得価額の判定単位)

12の2—1 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

同条第3項に規定する器具及び備品の1台又は1基の取得価額が30万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12の2—2 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の4第3項に規定する器具及び備品並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

(主たる事業でない場合の適用)

12の2—3 措置法第12条の2第1項から第3項までに規定する医療保健業は、個人が主たる事業としてこれらの事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(事業の判定)

12の2—4 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項から第3項までに規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

12の2—5 11—2及び11—3の取扱いは、措置法第12条の2第4項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出する者」とあるのは「青色申告書を提出する者で医療保健業を営むもの」と読み替えるものとする。

(取得価額の判定単位)

12の2—1 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額)

12の2—2 措置法令第6条の4第1項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が500万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に掲げるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(主たる事業でない場合の適用)

12の2—3 措置法第12条の2第1項に規定する医療保健業は、個人が主たる事業としてこれらの事業を営んでいる必要はないのであるから留意する。

(事業の判定)

12の2—4 個人の営む事業が措置法第12条の2第1項に規定する医療保健業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。

(被相続人に係る償却不足額の取扱い)

12の2—5 措置法第12条の2第1項の規定を受けている医療用機器を有していた者が、当該医療用機器を事業の用に供した年又はその翌年に死亡した場合において、同項の規定により当該医療用機器の償却費として必要経費に算入した金額が同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たないときは、その事業を相続（包括遺贈を含む。）により承継した相続人（包括受遺者を含む。）が、その死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出する者であるときに限り、その満たな

い金額については、同条第2項の規定に準じて、当該死亡した者がその事業の用に供した年及びその翌年（青色申告書を提出する年に限る。）における当該相続人の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるものとする。

(新 設)

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

12の2—6 措置法第12条の2第3項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得等（同項に規定する「取得等」をいう。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

第13条（(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)）関係

第13条（(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)）関係

(相続により障害者使用機械等を承継した者に対する取扱い)

(新 設)

13—6 障害者使用機械等を相続（包括遺贈を含む。以下15—2までにおいて同じ。）により取得した者の措置法第13条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該障害者使用機械等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該障害者使用機械等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号（年の中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例）の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該障害者使用機械等に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

(償却不足額の処理についての留意事項)

(新 設)

13—7 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた障害者使用機械等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第13条の2（(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)）関係

第13条の2（(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)）関係

(相続により事業再編促進機械等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理につ

(新 設)

いての留意事項)

13の2—2 13—6及び13—7の取扱いは、措置法第13条の2第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出できる者」及び「青色申告書を提出する者」とあるのは「措置法第13条の2第1項に規定する認定事業再編事業者」と読み替えるものとする。

第13条の3((企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係

(相続により企業主導型保育施設用資産を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

13の3—2 13—6及び13—7の取扱いは、措置法第13条の3第2項の規定を適用する場合について準用する。

第14条((特定都市再生建築物の割増償却)関係

(特定都市再生建築物の範囲)

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定都市再生建築物(以下第14条関係において「特定都市再生建築物」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物については適用がないことに留意する。

(特定都市再生建築物に該当する建物附属設備の範囲)

14—2 措置法第14条第2項に規定する建物附属設備は、その特定都市再生建築物に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

(用途変更等があった場合の適用)

14—3 措置法第14条第1項の規定の適用を受けた建築物につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより措置法第14条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

(資本的支出)

14—4 措置法第14条第1項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物について資本

第13条の3((企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係

(新設)

第14条((特定都市再生建築物等の割増償却)関係

(特定都市再生建築物等の範囲)

14—1 措置法第14条第1項の規定の適用を受けることができる同項に規定する特定都市再生建築物等(以下第14条関係において「特定都市再生建築物等」という。)は、同項に定める期間内に新築されたもので、かつ、新築後使用されたことのないものに限られるのであるから、当該期間内に新築されたものであっても、新築後他の用に使用されていたもの又は他から取得した中古建築物等については適用がないことに留意する。

(特定都市再生建築物等に該当する建物附属設備の範囲)

14—2 措置法第14条第2項に規定する建物附属設備は、その特定都市再生建築物等に係る事業計画に基づいて設置される建物附属設備に限られる。

(用途変更等があった場合の適用)

14—3 措置法第14条第1項の規定の適用を受けた建築物等につき用途変更等があった場合には、その用途変更等があった都度当該建築物等が同条第2項に定める要件に該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 用途変更等があったことにより措置法第14条第1項の規定の適用がないこととなるのは、その用途変更等があった月以後となることに留意する。

(資本的支出)

14—4 措置法第14条第1項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物等について資

的支出がされた場合には、当該特定都市再生建築物について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

本的支出がされた場合には、当該特定都市再生建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

(相続により特定都市再生建築物を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

(相続により特定都市再生建築物等を承継した者に対する取扱い)

14—5 13—6 及び13—7 の取扱いは、措置法第14条第3項の規定を適用する場合について準用する。

14—5 特定都市再生建築物等を相続(包括遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した者の措置法第14条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者である場合には、当該相続により取得した者が当該特定都市再生建築物等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該特定都市再生建築物等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年中途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該特定都市再生建築物等に係る償却費の額の計算につき措置法第14条第3項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

第15条((倉庫用建物等の割増償却)関係)

第15条((倉庫用建物等の割増償却)関係)

(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

(新 設)

15—2 13—6 及び13—7 の取扱いは、措置法第15条第2項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの取扱い中「青色申告書を提出できる者」及び「青色申告書を提出する者」とあるのは「青色申告書を提出できる者で措置法第15条第1項に規定する特定総合効率化計画について流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けたもの」と読み替えるものとする。

第25条の2((青色申告特別控除)関係)

第25条の2((青色申告特別控除)関係)

(青色申告特別控除額の計算等)

(青色申告特別控除額の計算等)

25の2—1 措置法第25条の2第1項又は第3項の規定による青色申告特別控除額の計算

25の2—1 措置法第25条の2第1項又は第3項の規定による青色申告特別控除額の計算

等については、次の諸点に留意する。

- (1) 措置法第25条の2第1項第2号に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額又は同条第3項第2号に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額は、損益通算をする前のいわゆる黒字の所得金額をいうのであるから、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額を除外したところにより同条第1項第2号又は同条第3項第2号の合計額を計算すること。
- (2) 措置法第25条の2第1項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。また、同条第3項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額又は事業所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。
- (3) 措置法第26条第1項((社会保険診療報酬の所得計算の特例))の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得がある場合には、同法第25条の2第1項第2号又は同条第3項第2号に規定する合計額を計算するときはこれを除外したところによるのであるが、同条第2項又は第5項の控除をするときには、当該所得を含めた事業所得の金額から控除すること。

#### (55万円及び65万円の青色申告特別控除)

25の2—4 措置法第25条の2第3項、第4項及び第6項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載されている不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該確定申告書に記載されている青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

第28条の2の2((債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例))関係

#### (債務処理計画の要件)

28の2の2—1 措置法第28条の2の2第1項に規定する債務処理計画とは、法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号に掲げる要件を満たすものをいうことから、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生計画認可の決定が確定した再生計画は、当該債務処理計画には含まれないことに留意する。

第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

等については、次の諸点に留意する。

- (1) 措置法第25条の2第1項第2号に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額又は同条第3項第2号に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額は、損益通算をする前のいわゆる黒字の所得金額をいうのであるから、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額を除外したところにより同条第1項第2号又は同条第3項第2号の合計額を計算すること。
- (2) 措置法第25条の2第1項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。また、同条第3項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額又は事業所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。
- (3) 措置法第26条第1項((社会保険診療報酬の所得計算の特例))の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得がある場合には、同法第25条の2第1項第2号又は同条第3項第2号に規定する合計額を計算するときはこれを除外したところによるのであるが、同条第2項又は第4項の控除をするときには、当該所得を含めた事業所得の金額から控除すること。

#### (65万円の青色申告特別控除)

25の2—4 措置法第25条の2第3項及び第5項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載されている不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該確定申告書に記載されている青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

第28条の2の2((債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例))関係

#### (債務処理計画の要件)

28の2の2—1 措置法第28条の2の2第1項に規定する債務処理計画とは、法人税法施行令第24条の2第1項第1号から第3号まで及び第4号又は第5号(これらの規定を措置法令第39条の28の2第1項の規定により適用する場合を含む。)に掲げる要件を満たすものをいうことから、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生計画認可の決定が確定した再生計画は、当該債務処理計画には含まれないことに留意する。

第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

(延払基準を適用している場合の土地の譲渡等に係る事業所得の金額)

28の4—28 土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額及び原価等の額につき法第65条第1項((リース譲渡に係る収入及び費用の帰属時期))に規定する延払基準の方法により経理している場合におけるその土地の譲渡等のあった日の属する年以後の各年分の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額は、次の算式により計算した金額から当該土地の譲渡等に係るその年中の負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額(販売手数料の額を除く。)との合計額を控除した金額とする。

[算式]

当該土地の譲渡等のあった日の属する年において延払基準の方法による経理をしていないものとして計算した場合における当該土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額から原価の額と販売手数料の額との合計額を控除した金額 × 令第188条に規定するリース譲渡に係る賦払金割合

(注) 当該土地の譲渡等に係る譲渡の対価の額のうちに含まれている賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用相当額は、当該土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額からは除外することはできない。

第40条の3の3((非居住者の内部取引に係る課税の特例)関係)

(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)

40の3の3—1 最も適切な方法(措置法第40条の3の3第2項に規定する「最も適切な方法」をいう。以下40の3の3—22の3において同じ。)の選定に当たり、同項の「当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して」とは、内部取引(法第161条第1項第1号に規定する内部取引をいう。以下同じ。)及び非関係者間取引(非居住者が非関係者(措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する特殊の関係にない者をいう。以下同じ。))との間で行う取引又は非居住者の非関係者の他の非関係者との間で行う取引をいう。以下同じ。)に係る40の3の3—4に掲げる諸要素並びに次に掲げる点を勘案することをいうことに留意する。

- (1) 独立企業間価格(措置法第40条の3の3第1項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。)の算定における同条第2項各号に掲げる方法(以下「独立企業間価格の算定方法」という。)の長所及び短所
- (2) 内部取引の内容及び当該内部取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格

(延払基準を適用している場合の土地の譲渡等に係る事業所得の金額)

28の4—28 土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額及び原価等の額につき法第65条第1項((延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期))に規定する延払基準の方法により経理している場合におけるその土地の譲渡等のあった日の属する年以後の各年分の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額は、次の算式により計算した金額から当該土地の譲渡等に係るその年中の負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額(販売手数料の額を除く。)との合計額を控除した金額とする。

[算式]

当該土地の譲渡等のあった日の属する年において延払基準の方法による経理をしていないものとして計算した場合における当該土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額から原価の額と販売手数料の額との合計額を控除した金額 × 令第188条に規定する延払条件付販売等に係る賦払金割合

(注) 当該土地の譲渡等に係る譲渡の対価の額のうちに含まれている賦払に係る利息相当額又は代金回収のための費用相当額は、当該土地の譲渡等に係る事業所得の収入金額からは除外することはできない。

第40条の3の3((非居住者の内部取引に係る課税の特例)関係)

(最も適切な算定方法の選定に当たって留意すべき事項)

40の3の3—1 措置法第40条の3の3第2項に規定する「最も適切な方法」の選定に当たり、同項の「当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して」とは、内部取引(法第161条第1項第1号に規定する内部取引をいう。以下同じ。)及び非関係者間取引(非居住者が非関係者(措置法第40条の3の3第2項第1号イに規定する特殊の関係にない者をいう。以下同じ。))との間で行う取引又は非居住者の非関係者の他の非関係者との間で行う取引をいう。以下同じ。)に係る40の3の3—4に掲げる諸要素並びに次に掲げる点を勘案することをいうことに留意する。

- (1) 独立企業間価格(措置法第40条の3の3第1項に規定する独立企業間価格をいう。以下同じ。)の算定における同条第2項各号に掲げる方法(以下「独立企業間価格の算定方法」という。)の長所及び短所
- (2) 内部取引の内容及び当該内部取引の当事者の果たす機能等に対する独立企業間価格

の算定方法の適合性

- (3) 独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性
- (4) 内部取引と非関連者間取引との類似性の程度（当該非関連者間取引について、措置法規則第18条の19の3第5項第2号トに規定する差異調整等を行う必要がある場合には、当該差異調整等に係る信頼性を含む。）

#### （比較対象取引の意義）

**40の3の3—2** 独立企業間価格の算定の基礎となる取引（以下「比較対象取引」という。）は、内部取引との類似性の程度が十分な非関連者間取引をいうのであるから、例えば、措置法第40条の3の3第2項第1号に規定する棚卸資産の販売又は購入の場合にあっては、次に掲げる独立企業間価格の算定方法の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取引となることに留意する。

- (1) 措置法第40条の3の3第2項第1号イに掲げる方法（以下「独立価格比準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と同様の状況の下で売買した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した場合には、その差異により生ずる同号イに規定する対価の額の差を調整することができるものに限る。）
- (2) 措置法第40条の3の3第2項第1号ロに掲げる方法（以下「再販売価格基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる措置法令第25条の18の3第3項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）
- (3) 措置法第40条の3の3第2項第1号ハに掲げる方法（以下「原価基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる措置法令第25条の18の3第4項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）
- (4) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法（同号イに掲げる方法に係る部

の算定方法の適合性

- (3) 独立企業間価格の算定方法を適用するために必要な情報の入手可能性
- (4) 内部取引と非関連者間取引との類似性の程度（当該非関連者間取引について、差異調整等を行う必要がある場合には、当該差異調整等に係る信頼性を含む。）

（注） 差異調整等とは、差異調整（同条第2項第1号イに規定する調整並びに措置法令第25条の18の3第3項、第4項及び第5項第1号から第5号までに規定する必要な調整をいう。以下同じ。）並びに措置法第40条の3の3第2項第1号ニに掲げる準ずる方法、措置法令第25条の18の3第8項第6号に掲げる方法及び措置法第40条の3の3第2項第2号に定める方法に係る差異調整に相当する調整をいう。

#### （比較対象取引の意義）

**40の3の3—2** 独立企業間価格の算定の基礎となる取引（以下「比較対象取引」という。）は、内部取引との類似性の程度が十分な非関連者間取引をいうのであるから、例えば、措置法第40条の3の3第2項第1号に規定する棚卸資産の販売又は購入の場合にあっては、次に掲げる独立企業間価格の算定方法の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取引となることに留意する。

- (1) 措置法第40条の3の3第2項第1号イに掲げる方法（以下「独立価格比準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と同様の状況の下で売買した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した場合には、その差異により生じる同号イに規定する対価の額の差を調整することができるものに限る。）
- (2) 措置法第40条の3の3第2項第1号ロに掲げる方法（以下「再販売価格基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第3項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）
- (3) 措置法第40条の3の3第2項第1号ハに掲げる方法（以下「原価基準法」という。） 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第4項に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）
- (4) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法（同号イに掲げる方法に係る部

分に限る。) 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売し、かつ、当該同種又は類似の棚卸資産を購入した当該非関連者が当該同種若しくは類似の棚卸資産又はこれを加工し若しくは製造等に用いて取得した棚卸資産を他者に対して販売した取引（これらの取引と当該内部取引に係る棚卸資産の恒久的施設及びその事業場等（法第161条第1項第1号に規定する事業場等をいう。以下同じ。））による購入、製造その他の行為による取得及び販売（以下「販売等」という。）並びに販売等に相当する内部取引とにおいて当事者の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる措置法令第25条の18の3第5項第1号イに規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(5) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法（同号ハに掲げる方法に係る部分に限る。以下「残余利益分割法」という。） 同号ハ(1)に掲げる金額（以下「基本的利益」という。）を計算する場合における、この項の(2)、(3)又は(6)から(9)までに掲げる取引（ただし、それぞれの取引に係る「当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合」の差異からは、当該内部取引の当事者である恒久的施設及びその事業場等に独自の機能が存在することによる差異を除く。）

(6) 措置法令第25条の18の3第5項第2号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(7) 措置法令第25条の18の3第5項第3号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(8) 措置法令第25条の18の3第5項第4号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(9) 措置法令第25条の18の3第5項第5号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該

分に限る。) 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売し、かつ、当該同種又は類似の棚卸資産を購入した当該非関連者が当該同種若しくは類似の棚卸資産又はこれを加工し若しくは製造等に用いて取得した棚卸資産を他者に対して販売した取引（これらの取引と当該内部取引に係る棚卸資産の恒久的施設及びその事業場等（法第161条第1項第1号に規定する事業場等をいう。以下同じ。））による購入、製造その他の行為による取得及び販売（以下「販売等」という。）並びに販売等に相当する内部取引とにおいて当事者の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる措置法令第25条の18の3第5項第1号イに規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(5) 措置法令第25条の18の3第5項第1号に掲げる方法（同号ハに掲げる方法に係る部分に限る。以下「残余利益分割法」という。） 同号ハ(1)に掲げる金額（以下「基本的利益」という。）を計算する場合における、この項の(2)、(3)又は(6)から(9)までに掲げる取引（ただし、それぞれの取引に係る「当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合」の差異からは、当該内部取引の当事者である恒久的施設及びその事業場等に独自の機能が存在することによる差異を除く。）

(6) 措置法令第25条の18の3第5項第2号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(7) 措置法令第25条の18の3第5項第3号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）、製造その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(8) 措置法令第25条の18の3第5項第4号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、非関連者から購入した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。）

(9) 措置法令第25条の18の3第5項第5号に掲げる方法 内部取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入（非関連者からの購入に限る。）その他の行為により取得した者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売した取引（当該



取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生ずる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)

(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)

40の3の3—4 措置法第40条の3の3の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かにつき内部取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合には、例えば、恒久的施設、その事業場等及び非関連者の事業の内容等並びに次に掲げる諸要素の類似性を勘案することに留意する。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 売手又は買手の果たす機能
- (3) 契約条件又は内部取引におけるこれに相当するもの
- (4) 市場の状況
- (5) 売手又は買手の事業戦略

(注) 1 (2)の売手又は買手の果たす機能の類似性については、売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産(同条第4項第2号に規定する無形資産をいう。以下40の3の3—22の4までに於いて同じ。)のうち重要な価値のあるもの等も考慮して判断する。

2 (4)の市場の状況の類似性については、取引段階(小売り又は卸売り、一次問屋又は二次問屋等の別をいう。)、取引規模、取引時期、政府の政策(法令、行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンピングを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。)の影響等も考慮して判断する。

3 (5)の売手又は買手の事業戦略の類似性については、売手又は買手の市場への参入時期等も考慮して判断する。

(残余利益分割法)

40の3の3—15 残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益とは、40の3の3—2の(5)に掲げる取引に基づき算定される独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる所得をいうのであるから、分割対象利益等と恒久的施設及びその事業場等に係る基本的利益の合計額との差額である残余利益等は、原則として、内部取引に係る棚卸資産の販売等において、当該恒久的施設及び当該事業場等が独自の機能を果たすことにより当該恒久的施設及び当該事業場等に生じた所得となることに留意する。

また、残余利益等を恒久的施設及びその事業場等で配分するに当たっては、その配分に用いる要因として、例えば、当該恒久的施設及び当該事業場等が無形資産(重要な無

取引と当該内部取引とにおいて売手の果たす機能その他に差異がある場合には、その差異により生じる同号に規定する割合の差につき必要な調整を加えることができるものに限る。)

(比較対象取引の選定に当たって検討すべき諸要素等)

40の3の3—4 措置法第40条の3の3の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かにつき内部取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合には、例えば、恒久的施設、その事業場等及び非関連者の事業の内容等並びに次に掲げる諸要素の類似性を勘案することに留意する。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 売手又は買手の果たす機能
- (3) 契約条件又は内部取引におけるこれに相当するもの
- (4) 市場の状況
- (5) 売手又は買手の事業戦略

(注) 1 (2)の売手又は買手の果たす機能の類似性については、売手又は買手の負担するリスク、売手又は買手の使用する無形資産(令第291条の2第2項第1号イからハまでに掲げるもののほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。以下同じ。)等も考慮して判断する。

2 (4)の市場の状況の類似性については、取引段階(小売り又は卸売り、一次問屋又は二次問屋等の別をいう。)、取引規模、取引時期、政府の政策(法令、行政処分、行政指導その他の行政上の行為による価格に対する規制、金利に対する規制、使用料等の支払に対する規制、補助金の交付、ダンピングを防止するための課税、外国為替の管理等の政策をいう。)の影響等も考慮して判断する。

3 (5)の売手又は買手の事業戦略の類似性については、売手又は買手の市場への参入時期等も考慮して判断する。

(残余利益分割法)

40の3の3—15 残余利益分割法の適用に当たり、基本的利益とは、40の3の3—2の(5)に掲げる取引に基づき算定される独自の機能を果たさない非関連者間取引において得られる所得をいうのであるから、分割対象利益等と恒久的施設及びその事業場等に係る基本的利益の合計額との差額である残余利益等は、原則として、内部取引に係る棚卸資産の販売等において、当該恒久的施設及び当該事業場等が独自の機能を果たすことにより当該恒久的施設及び当該事業場等に生じた所得となることに留意する。

また、残余利益等を恒久的施設及びその事業場等で配分するに当たっては、その配分に用いる要因として、例えば、当該恒久的施設及び当該事業場等が無形資産を用いるこ

値のあるものに限る。以下この項において同じ。）を用いることにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足りるものとして、当該恒久的施設及び当該事業場等に帰せられる無形資産の価額、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができることに留意する。

**(準ずる方法の例示)**

**40の3の3—16** 措置法令第25条の18の3第5項第2号から第5号までに掲げる方法に係る同項第7号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。

(1) 内部取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

イ 措置法令第25条の18の3第5項第2号に規定する比較対象取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額

ロ 当該製品等に係る製造原価の額（当該内部取引に係る棚卸資産の対価の額とした額を除く。）

ハ 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

(2) 事業場等がその恒久的施設から内部取引により取得したものとされる棚卸資産を当該恒久的施設を有する非居住者と特殊の関係にある者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該事業場等と当該特殊の関係にある者との取引価格を通常の実行価格に引き直した上で、措置法令第25条の18の3第5項第2号又は第4号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該恒久的施設と当該事業場等との間で行う内部取引に係る対価の額とされるべき額とする方法

(注) この取扱いを適用する場合の「通常の実行価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。

**(準ずるものの例示)**

**40の3の3—16の2** 措置法令第25条の18の3第5項第6号に規定する「これに準ずるもの」には、例えば、内部取引に係る棚卸資産の使用その他の行為によるキャッシュ・フローが含まれる。

**(合理的と認められる割引率)**

**40の3の3—16の3** 措置法令第25条の18の3第5項第6号に掲げる方法の適用に当たり、同号に規定する合理的と認められる割引率については、貨幣の時間価値に加え、同号

とにより独自の機能を果たしている場合には、当該無形資産による寄与の程度を推測するに足りるものとして、当該恒久的施設及び当該事業場等に帰せられる無形資産の価額、当該無形資産の開発のために支出した費用の額等を用いることができることに留意する。

**(準ずる方法の例示)**

**40の3の3—16** 措置法令第25条の18の3第5項第2号から第5号までに掲げる方法に係る同項第6号に規定する「準ずる方法」とは、例えば、次のような方法がこれに該当する。

(1) 内部取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を用いて製品等の製造をし、これを非関連者に対して販売した場合において、当該製品等のその非関連者に対する販売価格から次に掲げる金額の合計額を控除した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法

イ 措置法令第25条の18の3第5項第2号に規定する比較対象取引に係る営業利益の額の収入金額に対する割合を乗じて計算した金額

ロ 当該製品等に係る製造原価の額（当該内部取引に係る棚卸資産の対価の額とした額を除く。）

ハ 当該製品等の販売のために要した販売費及び一般管理費の額

(2) 事業場等がその恒久的施設から内部取引により取得したものとされる棚卸資産を当該恒久的施設を有する非居住者と特殊の関係にある者を通じて非関連者に対して販売した場合において、当該事業場等と当該特殊の関係にある者との取引価格を通常の実行価格に引き直した上で、措置法令第25条の18の3第5項第2号又は第4号に掲げる算定方法に基づいて計算した金額をもって当該恒久的施設と当該事業場等との間で行う内部取引に係る対価の額とされるべき額とする方法

(注) この取扱いを適用する場合の「通常の実行価格」は、独立企業間価格の算定方法に準じて計算する。

(新 設)

(新 設)

に規定する利益の額として当該販売又は購入の時に予測される金額（以下この項において「予測利益の金額」という。）の計算における内部取引に係る事業のリスク（予測利益の金額の変動リスクを含む。）の反映の程度に応じ、当該事業のリスクが合理的に反映されていると認められる割引率を用いることに留意する。

なお、当該事業のリスクについては、予測利益の金額の計算及び割引率に二重に反映してはならないことに留意する。

#### （無形資産の例示）

（新 設）

40の3の3—17の2 無形資産とは、有形資産及び措置法令第25条の18の3第7項第2号に規定する金融資産以外の資産で、その譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものをいうのであるから、例えば、次に掲げるものはこれに含まれることに留意する。

- (1) 令第291条の2第2項第1号イからハマまでに掲げるもの
- (2) 顧客リスト及び販売網
- (3) ノウハウ及び営業上の秘密
- (4) 商号及びブランド
- (5) 無形資産の使用許諾若しくは使用許諾に相当する取引により設定される権利又はこれらに相当する内部取引により設定されるもの
- (6) 契約上の権利又はこれらに相当するもの（(1)から(5)までに掲げるものを除く。）

#### （固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの）

（新 設）

40の3の3—22の2 内部取引に係る無形資産が、措置法令第25条の18の3第8項に規定する「固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産が、当該内部取引の時にあって、その独自性から比較対象取引を見いだすことが困難なもので、かつ、恒久的施設又はその事業場等の事業において重要な価値を有し所得の源泉となるものかどうかにより判定することに留意する。

#### （予測利益の金額を基礎として算定するもの）

（新 設）

40の3の3—22の3 措置法令第25条の18の3第8項に規定する「利益の額として当該無形資産内部取引の時に予測される金額を基礎として算定するもの」には、同項に規定する無形資産内部取引（以下「無形資産内部取引」という。）に係る対価の額とした額が、実際に同項に規定する利益の額として当該無形資産内部取引の時に予測される金額（以下「予測利益の金額」という。）を基礎として算定されていない場合であっても、当該無

形資産内部取引に係る独立企業間価格を算定するに当たり、予測利益の金額を基礎として算定する独立企業間価格の算定方法が最も適切な方法であると認められるときにおける当該無形資産内部取引に係る無形資産が含まれることに留意する。

(著しく不確実な要素を有していると認められるものかどうかの判定)

(新 設)

40の3の3—22の4 無形資産内部取引に係る無形資産が、措置法令第25条の18の3第8項に規定する「独立企業間価格を算定するための前提となる事項（当該無形資産内部取引の時に予測されるものに限る。）の内容が著しく不確実な要素を有していると認められるもの」に該当するかどうかは、当該無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測される利益に係る予測の根拠及び目的、当該利益に係る同項に規定する予測される期間の長短、当該利益に係る予測の基礎となる過去の収益実績の有無、当該無形資産内部取引に係る事業の将来性、当該無形資産内部取引に係る価格調整又は条件付支払の条項が定められた内部取引における契約条件に相当するものの有無等のような無形資産内部取引に係る独立企業間価格を算定するための前提となる事項の内容を総合的に勘案して判定するものとする。

(災害に類するものの例示)

(新 設)

40の3の3—22の5 措置法第40条の3の3第6項第2号に規定する「その他これに類するもの」とは、同条第5項に規定する特定無形資産内部取引（以下「特定無形資産内部取引」という。）の時ににおいてやむを得ない事由により予測することが明らかに困難であった事由をいうのであるから、例えば、次に掲げる事由はこれに該当することに留意する。

- (1) 金融危機等のような特定無形資産内部取引の時ににおいて予測することが明らかに困難な経済事情の著しい変化（恒久的施設又はその事業場等の同項に規定する特定無形資産（以下「特定無形資産」という。）に係る事業が当該経済事情の著しい変化の影響を受ける場合に限る。）
- (2) 特定無形資産内部取引の時ににおいて予定されていない法令の規定又は行政官庁の指導による規制の変更等のような予測することが明らかに困難な規制環境の著しい変化（恒久的施設又はその事業場等の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）
- (3) 主要な競合他社の倒産に起因した恒久的施設又はその事業場等の特定無形資産に係る事業における急激な市場占有率の増減等のような特定無形資産内部取引の時ににおいて予測することが明らかに困難な市場環境の著しい変化（恒久的施設又はその事業場等の特定無形資産に係る事業におけるものに限る。）

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋（以下第41条関係において「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅（以下第41条関係において「認定住宅」という。）の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下第41条関係において「新築等」という。）又は同条第1項に規定する増改築等（以下第41条関係において「増改築等」という。）をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41—5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後10年以内（居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年以内とし、居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第13項又は第16項の規定を適用する場合には13年以内とする。）に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(居住の用に供した場合)

41—1 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、同条第1項に規定する居住用家屋（以下第41条関係において「居住用家屋」という。）の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得若しくは同条第10項に規定する認定住宅（以下第41条関係において「認定住宅」という。）の新築若しくは認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下第41条関係において「新築等」という。）又は同条第1項に規定する増改築等（以下第41条関係において「増改築等」という。）をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その新築の日若しくはその取得の日又は増改築等の日から6月以内にその家屋（増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41—5までにおいて同じ。）をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41—2 措置法第41条第1項、第6項及び第10項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、新築等又は増改築等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) その家屋を居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後10年以内（居住年が平成11年若しくは平成12年である場合、居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合又は居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には、15年以内）に、災害により一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第29項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第23項及び第26項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第23項及び第26項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、新築等又増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第23項及び第26項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の床面積)

41—10 措置法令第26条第1項第1号及び第29項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

(区分所有する部分の床面積)

41—11 措置法令第26条第1項第2号及び第29項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第24項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41—3 措置法第41条第18項及び第21項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、新築等又は増改築等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第18項及び第21項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41—4 措置法第41条第18項及び第21項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、新築等又増改築等をした者が現に再び当該家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第18項及び第21項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(家屋の床面積)

41—10 措置法令第26条第1項第1号及び第26項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

(区分所有する部分の床面積)

41—11 措置法令第26条第1項第2号及び第26項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41—12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第29項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第29項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

（繰上返済等をした場合）

41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務（以下第41条関係において「住宅借入金等」という。）、同条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「特例住宅借入金等」という。）、同条第10項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（以下第41条関係において「認定住宅借入金等」という。）、同条第13項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第16項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

（注）借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用がある場合があることに留意する。

（著しく低い金利による利息である住宅借入金等）

41—21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第30項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支

41—12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第26項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第26項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

（繰上返済等をした場合）

41—19 措置法第41条第1項各号に規定する借入金若しくは債務（以下第41条関係において「住宅借入金等」という。）、同条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41—22において「特例住宅借入金等」という。）又は同条第10項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（以下第41条関係において「認定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項又は第10項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

（注）借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用がある場合があることに留意する。

（著しく低い金利による利息である住宅借入金等）

41—21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につきそれぞれに掲げる金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第27項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支

払うべき利息の額の合計額に相当する金額

- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

**(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)**

41—22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額、同条第13項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第16項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。）の「年末残高」欄は、41—31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

**(家屋の取得対価の額の範囲)**

41—24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
- (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第29項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
- (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）

払うべき利息の額の合計額に相当する金額

- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額（当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。）の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41—16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の使用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

**(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)**

41—22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額及び同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高又は認定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。）の「年末残高」欄は、41—31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

**(家屋の取得対価の額の範囲)**

41—24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
- (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第24項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
- (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息（遅延利息を含む。）



や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(補助金等)

41—26の2 措置法第41条第18項並びに措置法令第26条第5項及び第23項に規定する補助金等(以下41—26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注)1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41—24から41—26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(災害の意義)

41—29の2 措置法第41条第29項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41—29の3 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第29項に規定する従前家屋(41—29の5において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41—29の4 措置法第41条第29項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。

したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、

や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(補助金等)

41—26の2 措置法第41条第13項並びに措置法令第26条第5項及び第23項に規定する補助金等(以下41—26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注)1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41—24から41—26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(災害の意義)

41—29の2 措置法第41条第24項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41—29の3 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第24項に規定する従前家屋(41—29の5において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41—29の4 措置法第41条第24項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。

したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、

他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(登記事項証明書)

41—29の5 措置法規則第18条の21第9項第1号へに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

41の2の2—1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。)の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

(注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

第41条の3の3((所得金額調整控除))関係

(一の居住者の扶養親族等が他の居住者の扶養親族に該当する場合)

41の3の3—1 年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族が、居住者の特別障害者である同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特別障害者である扶養親族にも該当する場合又は2以上の居住者の年齢23歳未満若しくは特別障害者である扶養親族に該当する場合において、措置法第41条の3の3第1項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有することとなることに留意す

他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(登記事項証明書)

41—29の5 措置法規則第18条の21第9項に規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

第41条の2の2((年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))関係

(年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合)

41の2の2—1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書(以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。)の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。)の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項又は第10項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項又は第10項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

(注) 住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

(新 設)

(新 設)

る。

(年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定)

(新 設)

41の3の3—2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の措置法第41条の3の3第1項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

第41条の3の4((年末調整に係る所得金額調整控除))関係

(新 設)

(申告書に記載する特別障害者等の判定等)

(新 設)

41の3の4—1 措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書を提出する場合において、居住者が、特別障害者に該当するかどうか、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額 当該申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日(当該申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。

附 則

(新 設)

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(以下「新措置法通達」という。)は、この附則に別段の定めのあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第102号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年財務省令第14号)(以下「改正法等」という。)による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則(改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。)の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

新措置法通達の25の2—1、25の2—4、41の3の3—1、41の3の3—2及び41の3の

4-1の取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税に係るこの法令解釈通達による改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の25の2-1及び25の2-4の取扱いについては、なお従前の例による。